

## 基本的な視点3 | すべての人が安心して暮らせるバリアフリー社会

### ○一人ひとりを大切にするまち（啓発・相互理解）



#### 【権利擁護施策の推進】

- (1) 虐待防止に向けた意識啓発
- (2) 障がいのある人への差別の解消
- (3) 成年後見制度の利用の促進
- (4) 法人後見人等の人材育成の促進

#### 【心のバリアフリーの推進】 重点5

- (1) 虐待防止に向けた意識啓発
- (2) 障がいのある人への差別の解消
- (3) 成年後見制度の利用の促進
- (4) 法人後見人等の人材育成の促進



#### 【行政等における配慮の充実】

- (1) 市職員による適切な対応の徹底
- (2) 選挙等における配慮の充実

### ○ともに暮らすまちづくり（生活の質の向上）



#### 【ユニバーサルデザインを考慮したまちづくり】 重点5

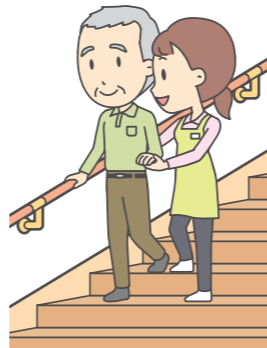
- (1) 障がいのある人に配慮した総合的なまちづくりの推進
- (2) 安心・安全の道路交通環境や公園整備の推進
- (3) 交通拠点の整備推進
- (4) バリアフリーマップの充実

#### 【安定した住まいの確保】

- (1) 住宅関係助成制度の充実
- (2) 住まいの場の確保支援

#### 【移動・交通手段の整備】 重点5

- (1) 移動しやすい環境の整備促進
- (2) 公共交通機関の充実
- (3) 交通マナーの向上に向けた啓発

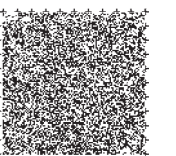
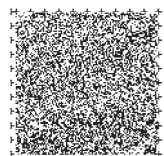


## SDGsを踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12（2030）年までの国際目標です。市では、本計画に掲げる取り組みや事業を進めるにあたり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



令和5年3月  
 企画・編集 古河市 福祉部 障がい福祉課  
 〒306-0221 茨城県古河市駒羽根1501番地 古河市総和福祉センター「健康の駅」内  
 TEL：0280-92-4919（直通） FAX：0280-92-5594  
 URL：http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/  
 E-mail：shogai.fukushi@city.ibaraki-koga.lg.jp



概要版

第4期

# 古河市障害者基本計画

障がいのある人もない人も、  
 ともに心豊かに安心して暮らせるまち

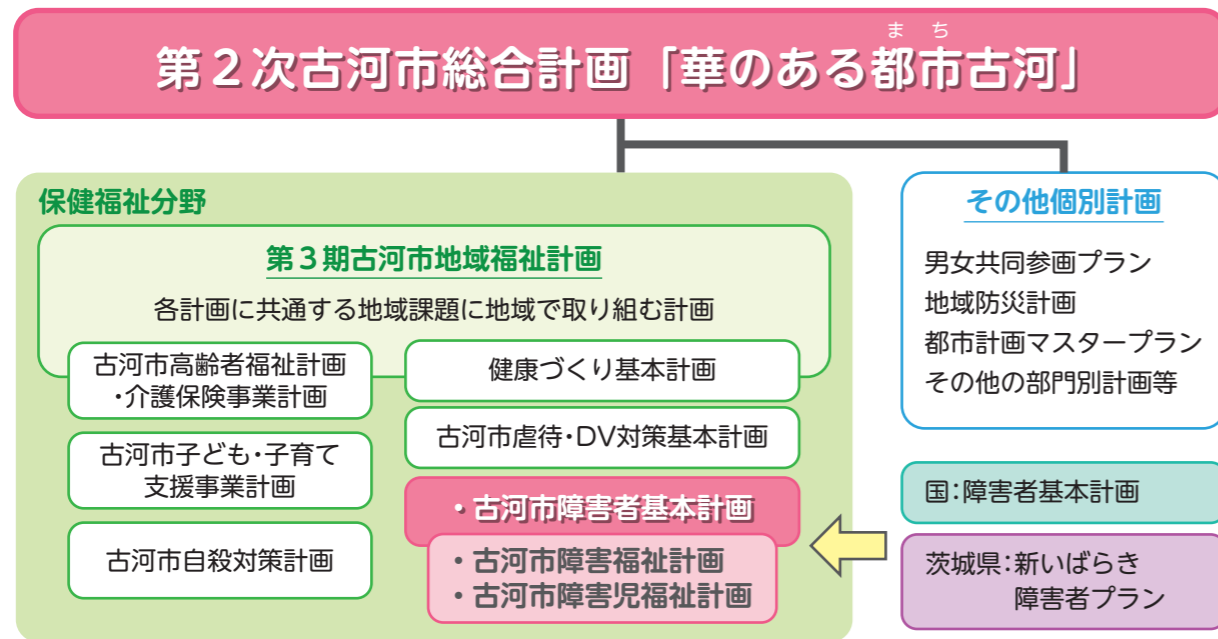


令和5年3月  
 古河市

# 1. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項で、「市町村障害者計画」に定められる法定計画です。国・県の障害者基本計画はもとより、本市における上位計画「第2次古河市総合計画」や「第3期古河市地域福祉計画」をはじめとする関連計画等との整合性を図り策定しました。

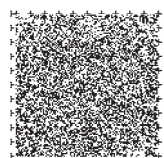
上位計画・関係計画との連携



# 2. 計画の期間

障害者基本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年を第4期計画期間とし、国の制度改正等に合わせて必要な見直しを行います。

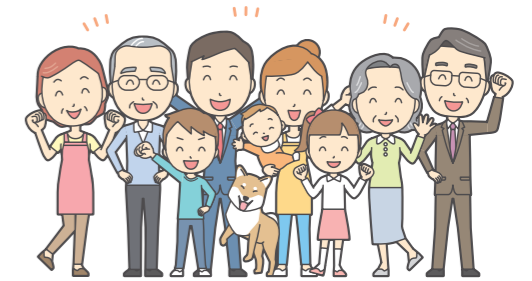
年度	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027
国	障害者基本計画(第4次)					障害者基本計画(第5次)				
県	第2期新しいばらき障害者プラン					第3期新しいばらき障害者プラン				
古河市	第3期障害者基本計画					第4期障害者基本計画				
	第5期障害福祉計画		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画				
	第1期障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画				



# 3. 計画の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、前計画からの基本理念を継承し「障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまち」を基本理念とします。

障がいのある人もない人も、  
ともに心豊かに安心して暮らせるまち



# 4. 基本的な視点

本計画では、3つの基本的な視点に基づき基本理念を実現するために取り組んでいきます。

## 基本的な視点1 | 一人ひとりが自分らしく生きる社会

障がいのある人がいきいきと成長し社会に参加できるように、各年齢段階（ライフステージ）に応じた支援を進め、「一人ひとりが自分らしく生きる社会」をめざします。

- 基本施策1 健やかに暮らす（保健・医療）
- 基本施策2 子どもと家庭への支援（教育・療育）
- 基本施策3 地域で働く（雇用・就業）



## 基本的な視点2 | 地域で支え合う共生社会

障がいのある人もない人も、地域に住む人々がお互いを理解し、交流を深め、「地域で支え合う共生社会」をめざします。

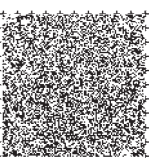
- 基本施策4 地域生活へのサポート（生活支援）
- 基本施策5 地域における支え合い（交流・協働）



## 基本的な視点3 | すべての人が安心して暮らせるバリアフリー社会

障がいのある人の障壁（バリア）となる物理的バリア、制度的バリア、文化・情緒面でのバリア、そしてモラル・意識上のバリアなどを解消し、「すべての人が安心して暮らせるバリアフリー※社会」をめざします。

- 基本施策6 一人ひとりを大切にするまち（啓発・相互理解）
- 基本施策7 ともに暮らすまちづくり（生活の質の向上）



## 5. 重点取り組み

これまで実施してきた市の施策や今回実施したアンケート調査及び団体ヒアリングや専門部会の議論等を踏まえ、本計画では次の5項目を重点取り組みとします。

### 重点取り組み1

各ライフステージに対応できる  
横断的相談体制の整備

ライフステージや制度による狭間、医療や福祉、教育等の分野での狭間により、支援を受けられないケース（狭間ニーズ）にも対応できるように支援の幅を広げ、誰もが支援を受けられる体制づくりを進めます。



### 重点取り組み2

医療的ケア児・者も含めた教育・療育  
支援体制の人材確保

医療関係機関、教育機関といったさまざまな業種・分野の人材が集まり、意見交換や研修を行い、医療的ケア児・者も含めた教育・療育支援体制の構築を図ります。



### 重点取り組み3

相談からつながる  
就労支援の推進

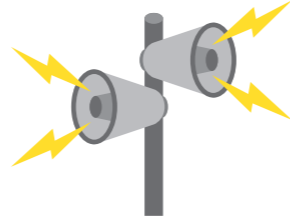
学校教育現場における進路相談も含め、多様な相談の場が就労へとつながるように整備を進めます。また、相談員の確保、質の向上を図り、就労支援を推進し、さらに就労定着をめざします。



### 重点取り組み4

災害時支援の推進

水害や地震等の災害時の備えとして、災害時避難行動要支援者名簿を整備し、地域において実際に活用できるように、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者やその家族の避難時の移動に関する情報提供と助言をしていきます。



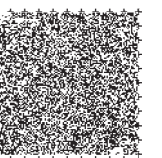
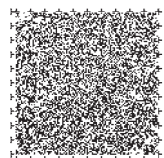
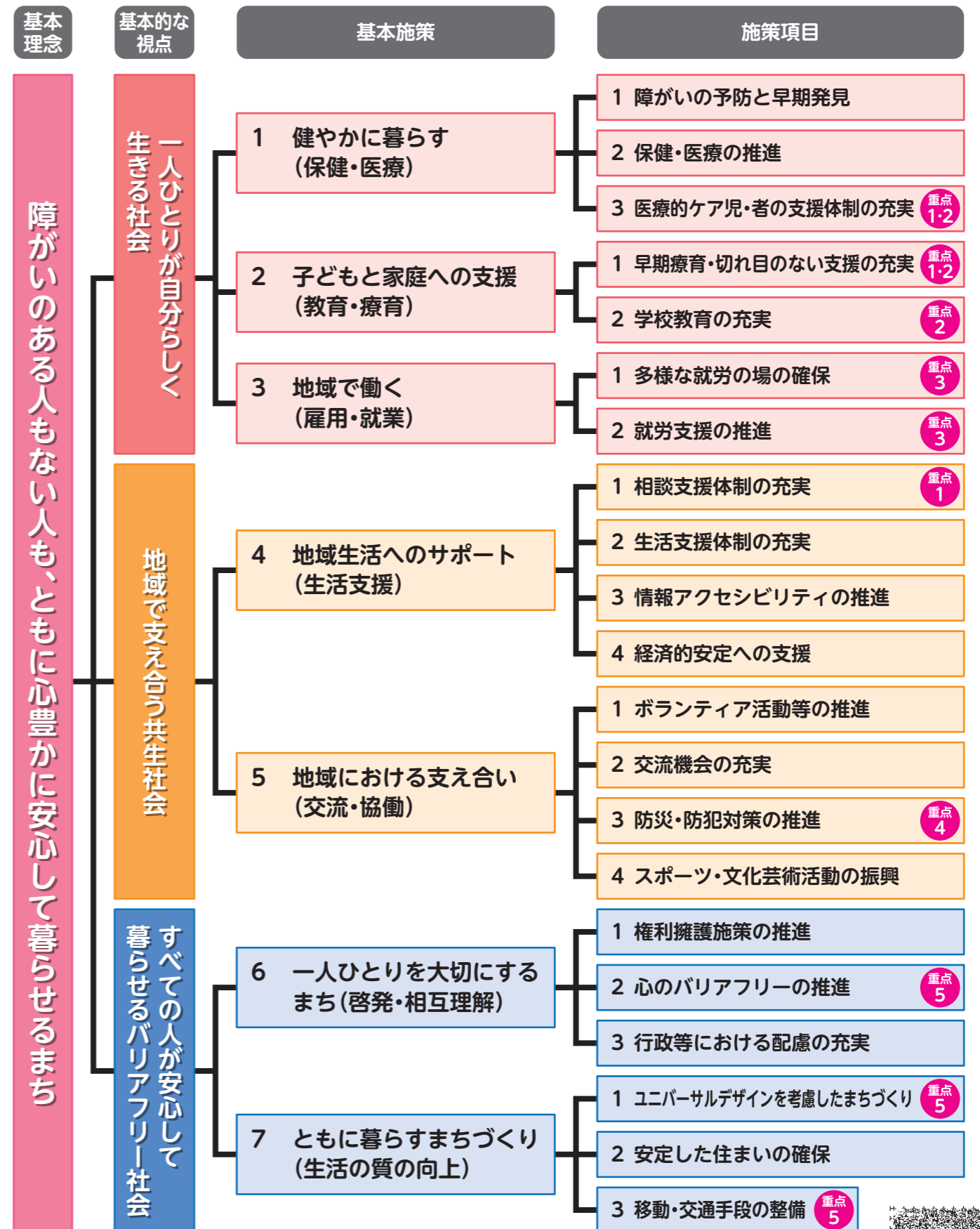
### 重点取り組み5

誰もが利用しやすい  
交通環境の整備

日常生活の移動に際しては、公共交通機関、ぐるりん号やデマンド交通「愛・あい号」の面的整備、バリアフリー化など利便性の向上を図ります。また、合理的配慮の観点から、公共交通機関従事者等による誘導や筆談、障がいのある人の交通機関における乗降サポートをはじめとする、心のバリアフリーの整備を推進します。

## 6. 施策の体系

※図中のマーク①～⑤は、P.4「5.重点取り組み1～5」の内容にそれぞれ関連する「施策項目」を示しています。



## 7. 施策の方向

### 基本的な視点1 一人ひとりが自分らしく生きる社会

#### ○ 健やかに暮らす（保健・医療）



##### 【障がいの予防と早期発見】

- (1) 障がいの早期発見の充実 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防対策

##### 【保健・医療の推進】

- (1) 保健・医療・福祉の連携体制の構築 (2) 精神保健福祉事業の推進
- (3) 難病患者への支援 (4) 医療機関の情報提供の推進

##### 【医療的ケア児・者の支援体制の充実】

重点 1-2

- (1) 医療的ケア児・者の相談支援体制の整備及び人材育成
- (2) 医療的ケア児・者の受入体制の整備促進
- (3) 医療的ケア児・者への総合的な支援促進



#### ○ 子どもと家庭への支援（教育・療育）



##### 【早期療育・切れ目のない支援の充実】

重点 1-2

- (1) 早期療育の促進 (2) 切れ目のない支援体制の充実
- (3) 発達障がい児・者への支援の推進

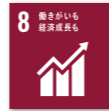
##### 【学校教育の充実】

重点 2

- (1) インクルーシブ教育の推進 (2) 教育環境の改善
- (3) 就学及び教育相談体制の充実
- (4) 教職員の資質向上と支援体制の充実 (5) 福祉教育の推進



#### ○ 地域で働く（雇用・就業）



##### 【多様な就労の場の確保】

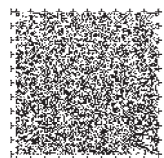
重点 3

- (1) 総合的な就労支援の充実 (2) 情報の収集・提供の充実
- (3) 企業等への雇用促進 (4) 福祉的就労等の充実

##### 【就労支援の推進】

重点 3

- (1) 就労定着支援の促進 (2) 障がいのある人の工賃向上への支援
- (3) 障がい特性に応じた多様な就業支援



### 基本的な視点2 地域で支え合う共生社会

#### ○ 地域生活へのサポート（生活支援）



##### 【相談支援体制の充実】

重点 1

- (1) 相談支援事業の充実 (2) 相談員等による相談活動の充実
- (3) ピアカウンセリングの促進 (4) 気軽に相談できる場の充実
- (5) 重層的支援体制の充実

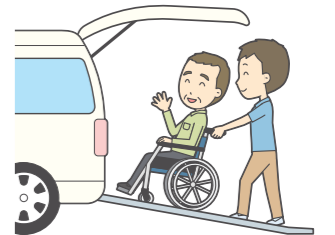


##### 【生活支援体制の充実】

- (1) 障害福祉サービス等の質的・量的充実 (2) 意思決定支援の推進
- (3) 家族支援の推進 (4) 地域生活支援拠点の整備充実

##### 【情報アクセシビリティの推進】

- (1) 必要な情報提供の充実 (2) 情報のバリアフリー化の推進
- (3) 意思疎通支援の推進



##### 【経済的安定への支援】

- (1) 障害年金・障がいのある人への手当等の周知と利用促進
- (2) 医療費給付等の周知と利用促進 (3) 各種減免制度の周知と利用促進

#### ○ 地域における支え合い（交流・協働）



##### 【ボランティア活動等の推進】

- (1) ボランティアの人材育成 (2) 障がい者団体とボランティア団体の交流の促進

##### 【交流機会の充実】

- (1) 交流活動の情報提供と参加促進 (2) 障がい者団体への支援の充実
- (3) 地域交流機会の推進 (4) 障がいのある人自身による自発的活動の支援

##### 【防災・防犯対策の推進】

重点 4

- (1) 防災に関する情報提供の推進 (2) 災害時の地域支援体制の整備
- (3) 障がいのある人に配慮した防災対策の推進 (4) 防犯対策の推進

##### 【スポーツ・文化芸術活動の振興】

- (1) 障がい者スポーツの推進 (2) 文化芸術活動の推進
- (3) 社会参加の機会拡大 (4) 多様な学習活動の充実

